

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備考
房総導水路応急復旧工事 (千葉県山武市松尾町地内) 平成23年3月14日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸(千 葉県八千代市村上)	平成23年7月20日	(有)新日工 (千葉県長生郡長柄町)	東日本大震災により、房総導水路から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定期間の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,977,000	4,935,000	99.2%	—	東日本大震災により、房総導水路から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定期間の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	
ダム変位量等測定業務 (千葉県原市犬成地内外) 平成23年3月14日～平成23年7月30日 測量	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸(千 葉県八千代市村上)	平成23年7月20日	(株)コーケン (千葉県茂原市長尾)	東日本大震災により、東金・長柄ダムの堤体変位量観測及び管理用道路の沈下量測定等を行う必要が生じたため、対策作業等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,698,500	2,625,000	97.3%	—	東日本大震災により、東金・長柄ダムの堤体変位量観測及び管理用道路の沈下量測定等を行う必要が生じたため、対策作業等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤空洞部対策工事(その1) (茨城県行方市、潮来市、稲敷市地先) 平成23年6月16日～平成23年8月1日 グラウト工事	分任契約職 利根川下流総 合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年7月29日	佐々木建設(株) (茨城県土浦市真鍋)	東日本大震災により樋門・樋管等の周囲に空洞が発生したため、緊急に機能回復を図る必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,349,500	3,202,500	95.6%	—	東日本大震災により樋門・樋管等の周囲に空洞が発生したため、緊急に機能回復を図る必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤空洞部対策工事(その2) (茨城県銚田市地先) 平成23年6月16日～平成23年8月1日 グラウト工事	分任契約職 利根川下流総 合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年7月29日	(株)朝日工務店 (茨城県銚田市安房)	東日本大震災により樋門・樋管等の周囲に空洞が発生したため、緊急に機能回復を図る必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,210,500	4,179,000	99.3%	—	東日本大震災により樋門・樋管等の周囲に空洞が発生したため、緊急に機能回復を図る必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その1) (茨城県銚田市、鹿島市地先 霞ヶ 浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総 合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年7月15日	(株)菱木土建 (茨城県潮来市釜谷)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に 対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	52,185,000	51,523,500	98.7%	—	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に 対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事(その4) (茨城県潮来市、鹿島市地先 霞ヶ 浦周辺) 平成23年3月18日～平成23年7月15日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総 合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年7月15日	佐々木建設(株) (茨城県土浦市真鍋)	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に 対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,074,000	3,990,000	97.9%	—	東日本大震災により機能喪失した霞ヶ浦湖岸堤を応急復旧する必要があり、緊急業務であることを考慮し、近隣業者より本工事に 対応可能な業者を選定して工事を実施した。	13	

霞ヶ浦用水管水路施設応急復旧工事 (霞ヶ浦用水管水路系区間) 平成23年3月12日～平成23年6月27日 土木一式工事	分任契約職 霞ヶ浦用水管理 所長 高野 寿雄 (茨城県 かすみがうら市牛渡)	平成23年7月11日	白田工建(株) (茨城県桜川市真壁町)	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、霞ヶ浦用水の工事を経験しており現場付近を熟知し、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	30,639,000	29,998,500	97.9%	—	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、霞ヶ浦用水の工事を経験しており現場付近を熟知し、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。	13	
平成23年度愛知用水管路設備整備等業務 (愛知県小牧市他) 平成23年度7月12日～平成24年3月16日 委託業務	分任契約職 愛知用水総合 管理所長 小酒井 徹 (愛 知県愛知郡東郷町)	平成23年7月11日	愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)	当該者は、支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有している。また支線水路の管理と緊密に連携した確に配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	67,725,000	67,725,000	100.0%	—	当該者は、支線水路周辺の地理、地形、施設位置、施設構造、隣接地権者等の地元状況に精通し、支線水路における確実な用水供給を確保しながら施設の現状等を踏まえた整備設計の策定能力を有している。また支線水路の管理と緊密に連携した確に配水管理を行うとともに配水に対する苦情対応等を的確、公平に処理しながら施設整備を円滑かつ適切に実施できる唯一の者である。	12	
新宮ダム堤体漏水対策応急復旧工事 (愛媛県四国中央市新宮町馬立地内) 平成23年6月3日～平成23年9月10日 土木一式工事	分任契約職 池田総合管理 所長 左近 重信 (徳島県 三好市池田町)	平成23年7月7日	(株)西技計測コンサル タント (愛媛県伊予郡砥部町)	平成23年5月31日の堤体巡視中に新宮ダム下流面で漏水を発見した。漏水量は、毎分80Lあり、早急な原因調査と緊急に対策工事を施す必要があるため、前年度に新宮ダム堤体漏水対策工事を実施した請負業者が現地の状況を把握していることから、当該業者と随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	12,925,500	12,600,000	97.5%	—	平成23年5月31日の堤体巡視中に新宮ダム下流面で漏水を発見した。漏水量は、毎分80Lあり、早急な原因調査と緊急に対策工事を施す必要があるため、前年度に新宮ダム堤体漏水対策工事を実施した請負業者が現地の状況を把握していることから、当該業者と随意契約を行った。	13	
平成23年度小石原川ダム工食用道路工事外合併施行に関する委託契約 (福岡県朝倉市西原地先から福岡県朝倉郡東峰村塔ノ瀬地先まで) 平成23年8月27日～平成24年3月31日 土木一式工事	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市 中央区)	平成23年8月26日	福岡県 (福岡県福岡市博多区)	平成19年11月30日付けで締結された「主要地方道朝倉小石原線、一般県道塔ノ瀬十文字小郡線、一般県道安谷赤谷線改良事業と小石原川ダム工食用道路工事との合併施行に関する基本協定書」に基づく受委託契約であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	400,000,000	400,000,000	100.0%	—	平成19年11月30日付けで締結された「主要地方道朝倉小石原線、一般県道塔ノ瀬十文字小郡線、一般県道安谷赤谷線改良事業と小石原川ダム工食用道路工事との合併施行に関する基本協定書」に基づく受委託契約であるため。	4	
北総東部用水管水路応急復旧工事 (千葉県香取市新市場地内外) 平成23年3月11日～平成23年8月10日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸 (千 葉県八千代市村上)	平成23年8月10日	(株)安藤建設 (千葉県香取郡多古町)	東日本大震災により、北総東部用水施設東幹線区間から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定・漏水の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	15,907,500	15,540,000	97.7%	—	東日本大震災により、北総東部用水施設東幹線区間から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定・漏水の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	
管水路応急復旧工事 (千葉県香取市佐原地内外) 平成23年3月12日～平成23年8月10日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸 (千 葉県八千代市村上)	平成23年8月22日	(株)笹本土建 (千葉県香取市佐原)	東日本大震災により、北総東部用水施設本線区間から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定・漏水の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	10,185,000	9,975,000	97.9%	—	東日本大震災により、北総東部用水施設本線区間から漏水等が発生したため、漏水箇所の特定・漏水の応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	

霞ヶ浦用水送水路施設応急復旧工事 (霞ヶ浦用水管水路系区間) 平成23年3月12日～平成23年7月6日 土木一式工事	分任契約職 霞ヶ浦用水管理 所長 高野 寿雄 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成23年8月1日	鹿洋建設(株) (茨城県かすみがうら市栄倉)	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	10,815,000	10,447,500	96.6%	—	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。	13	
霞ヶ浦用水災害復旧計画書作成業務 (霞ヶ浦用水管水路系区間) 平成23年4月5日～平成23年6月20日 設計業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管理 所長 高野 寿雄 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成23年8月1日	(株)葵エンジニアリング 関東支社 (埼玉県さいたま市浦和区)	東日本大震災により被災した被災箇所に係る災害復旧計画書を作成するものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、霞ヶ浦用水施設のストックマネージメント調査を実施しており霞ヶ浦用水施設の構造、地理的環境等を熟知し、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	27,646,500	26,775,000	96.8%	—	東日本大震災により被災した被災箇所に係る災害復旧計画書を作成するものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、霞ヶ浦用水施設のストックマネージメント調査を実施しており霞ヶ浦用水施設の構造、地理的環境等を熟知し、協力要請に対して協力を得られることから当該業者と契約を締結した。	13	
木曾川右岸施設左岸幹線水路比久見地区漏水補修工事 (岐阜県加茂郡川辺町比久見地内) 平成23年6月21日～平成23年8月29日 土木一式工事	分任契約職 木曾川用水総合管理 所長 小川 亘 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成23年8月10日	(株)小栗建設 (岐阜県加茂郡川辺町)	漏水箇所を補修し、早急に通水を再開する必要があったため、災害時緊急対策のための協定を締結している業者と随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	7,791,000	7,596,750	97.5%	—	漏水箇所を補修し、早急に通水を再開する必要があったため、災害時緊急対策のための協定を締結している業者と随意契約を行った。	13	
平成23年度兼山ダム使用料	分任契約職 愛知用水総合管理 所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成23年8月23日	関西電力㈱東海支社 (愛知県名古屋市中区)	本件は、関西電力(株)が所有する兼山ダムの貯水池に愛知用水幹線水路への取水施設を設置しているもので、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	—	16,405,200	—	—	本件は、関西電力(株)が所有する兼山ダムの貯水池に愛知用水幹線水路への取水施設を設置しているもので、本契約者以外との契約はできない。	12	
東庄揚水機場予備発電設備修理 (千葉県香取郡東庄町笹川81 東庄揚水機場) 平成23年3月15日～平成23年8月31日 電気工事	分任契約職 千葉用水総合管理 所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成23年9月5日	(株)東芝 (東京都港区芝浦)	東日本大震災により、東庄揚水機場における予備発電設備に機能障害等が発生したため、応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,814,000	2,625,000	93.3%	—	東日本大震災により、東庄揚水機場における予備発電設備に機能障害等が発生したため、応急対策等を可及的速やかに実施する必要があり、緊急を要するため、現地に精通し、必要な資機材・人員を確保している当該業者と契約を締結した。	13	
霞ヶ浦湖岸堤応急復旧作業 (茨城県銚田市地先) 平成23年9月8日～平成23年9月27日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合管理 所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年9月7日	樋口土木(株) (茨城県稲敷郡阿見町)	東日本大震災により実施した霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事で施工した大型土のうの一部損傷が確認され、堤防の遮水機能を損ねていることから早急に補修する必要があり、施行状況等に熟知している早急対応可能な業者を選定した。(工事請負契約の事務処理要領第5条4号第三号)	4,935,000	4,830,000	97.9%	—	東日本大震災により実施した霞ヶ浦湖岸堤応急対策工事で施工した大型土のうの一部損傷が確認され、堤防の遮水機能を損ねていることから早急に補修する必要があり、施行状況等に熟知している早急対応可能な業者を選定した。	13	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12